

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年10月7日付け答申第124号)

1 事案の概要

H26.9.2 異議申立人

情報公開条例に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

- (1) 添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (2) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (3) 添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (4) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (5) 添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (6) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (7) 添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (8) 同使用許可書

H26.10.16 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、以下に示す文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

- (1) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書1」）
- (2) 平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書2」）
- (3) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書3」）
- (4) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に係る「病院使用許可申請書」（以下「本件請求文書4」）
- (5) 上記(4)に係る許可書案文（以下「本件請求文書5」）

H26.12.10 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H27.2.24 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第164号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

本件不開示決定を取り消し、開示を求める。

新規開設の病院・診療所開設許可申請でない限り、既存病院の建物新築の場合では、変更前の状態が必ず存在する。まして本件は、既存建物の解体・増改築を伴い、

病床数・病床種別の変更や病院構造設備の変更・移転・廃止等、変更事項が非常に多数ある許可申請である。

変更後との比較の為に、変更前の建物の平面図は必ず申請書に添付しなければならない。そうでなければ、保健所は、変更事項をどうやって確認・審査し、問題ないとして許可できるのか。

既存病院の新築建物であれば、変更前の病床数・病床種別や病院構造設備について全く図面で確認せず、申請書に書かれている内容をそのまま鵜呑みにして許可して良いのか、また可能であるのか。既存病院であっても、新築建物の平面図のみで許可できるという根拠規定があれば、お示し頂きたい。

逆に、本件について、変更前の建物の平面図が存在していることを示す根拠がある。

各申請書の添付書類欄には、変更前及び変更後の建物の平面図が添付されていることを示すマル表示がある。申請時点で、変更前の建物の平面図が添付されていないければ、「変更前及び」の箇所を二本線で抹消するのが通常の申請手続である。

(2) 実施機関

本件請求文書 1、2 及び 3 について

いずれも既存の建物の変更等ではなく、新築であることから変更前の状態が存在せず、申請書に添付がない。

本件請求文書 4 について

平成 25 年 3 月 25 日付けで法人から取り下げ書の提出がなされたことから、関連手続きである「病院使用許可申請」手続き自体が発生せず、申請書が存在しない。

本件請求文書 5 について

本件請求文書 4 が存在しないことから、許可書案文も存在しない。

3 審査会の判断

(1) 結論

本件不開示決定は、これを取り消し、不存在の理由を正確に記載し直した上で、改めて不開示決定を行うべきである。

(2) 理由

本件請求文書 1、2 及び 3 について

実施機関は、本件請求文書 1、2 及び 3 の不存在の理由について、2(2) のとおり説明しているが、新築する場合、変更前の図面は提出されなくてもいいという取り扱いが定められているのか、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 新築する場合、変更前の図面は提出されなくてもいいといったところまでは、熊本県が作成しているマニュアルである「医務行政の手引き」に記載されてはいない。

イ 原則は、変更のあった部分の変更前と変更後の図面を提出させているが、本申請については、当該病院内で多数の建物の一部取り壊しや改築があった

ため、実施機関としては、医療法に基づく基準を満たしているかを審査するに当たり、変更のあった部分のみの変更前と変更後の図面を提出させて審査するのではなく、変更のなかった部分も含めた、病院全体の変更後の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法に適合しているかどうかを審査した。

ウ 病床数の変更については、病院・診療所開設許可事項変更許可申請の添付書類である「変更内容書」又は病院使用許可申請の添付書類である「申請内容書」で、数字によって確認でき、既存の建物が取り壊されている場合、「変更内容書」又は「申請内容書」で、その建物が何床あったのかが確認できれば、「変更内容書」又は「申請内容書」と変更後の建物平面図があれば、変更前の建物平面図がなくても、医療法上の審査はできる。

異議申立人は、病院・診療所開設許可事項変更許可申請及び病院使用許可申請の際には、必ず、変更前及び変更後の建物の平面図を提出しなければならず、病床数の変更についても、図面で判断される旨主張しているが、上記のイに記載のとおり、本申請については、変更のなかった部分も含めた、病院全体の変更後の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法上に適合しているかどうかを審査したため、変更前の図面は添付されておらず、存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

しかしながら、不存在の理由は、正確には、上記のイのとおりであり、本件不開示決定通知書に、行政文書を管理していない理由として記載されている「新築であることから変更前の状態が存在せず、申請書に添付がない」という理由ではないため、不存在の理由が誤っているとわざるを得ない。

よって、本件請求文書1、2及び3に係る本件不開示決定は、これを取り消し、不存在の理由を正確に記載し直した上で、改めて不開示決定を行うべきである。

本件請求文書4及び5について

本件請求文書4は、平成23年11月22日付け「病院開設許可事項変更許可書」に続く「病院使用許可申請書」であり、本件請求文書5は、当該使用許可申請に係る「許可書案文」である。

実施機関は、本件請求文書4及び5の不存在の理由について、2(2)及びのとおり説明しているが、当審査会において、その事実を確認したところ、確かに、当該法人から、平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更申請」の取り下げ書が平成25年3月25日付けで提出されており、その手続きに続く「病院使用許可申請」がなされておらず、手続き自体が発生していないため、本件請求文書4及び5は不存在であるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

よって、本件請求文書4及び5に係る本件不開示決定は、妥当である。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成27年 2月24日（諮問第164号）
答申日	：平成28年10月 7日（答申第124号）
事案名	：病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等に係る不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等について、平成26年10月16日に行った不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、これを取り消し、不存在の理由を正確に記載し直した上で、改めて熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき不開示決定を行うべきである。

第2 諮問に至る経過

1 平成26年9月2日、異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （2）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （3）添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （4）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （5）添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （6）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （7）添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （8）同使用許可書

2 平成26年10月16日、実施機関は、保有する行政文書について、対象文書の有無を検討し、以下に示す文書については、作成又は取得していないという理由から、本件不開示決定を行った。

- （1）平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書1」という。）
- （2）平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申

請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書2」という。）

(3) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書3」という。）

(4) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に係る「病院使用許可申請書」（以下「本件請求文書4」という。）

(5) 上記(4)に係る許可書案文（以下「本件請求文書5」という。）

3 平成26年12月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成27年2月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人Aは、B病院とC病院（現・D）の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたこと等を論点にして、県と裁判中であり、熊本地裁に対し、重要な証拠書類として、C病院の建物平面図等の文書提出命令を申し立てたが容認されなかった。

この時、県は「本件の論点とは全く無関係の文書提出命令申立である」と主張し、また「変更前及び変更後の建物平面図等は148枚もの大量に上るもので、訴訟をいたずらに混乱させる」とも強弁し、反対したのである。この主張内容は、県が熊本地裁に提出した書面にも記載されている。県は、変更前の建物平面図等が存在することを自ら認めているのである。

結局、行政文書開示請求手続で、県から平面図を取得したが、両面コピーを2枚と数えても全部で85枚しかなく、県が主張する148枚にならなかった。この数量の差異は、変更前の平面図が事前に抜かれ隠蔽されているためと考える。

県はその後「数え間違いをしただけである」という趣旨の弁解を行っているが、そのような大きな数え間違いをするはずがない。

(2) 異議申立人は、不開示となった、平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の建物の

平面図、平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の建物の平面図、平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更前の平面図は、B病院とC病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたことを証する重要な文書であると考え、全面開示を引き続き求める。

- (3) 県は、平面図や関連文書の開示を頑なに拒みながら、一方では「何ら問題ない図面である」との相反する趣旨を裁判で再三述べている。問題ない図面であれば、おそれることはないはずであり、従って、隠ぺい等の手の込んだ工作をさせず、事実解明のために全面開示するのが公正・公平を重んじなければならぬ行政官庁のあるべき姿ではあるまいか。
- (4) 新規開設の病院・診療所開設許可申請でない限り、既存病院の建物新築の場合では、変更前の状態が必ず存在する。まして本件は、既存建物の解体・増改築を伴い、病床数・病床種別の変更（結核病床の廃止等）や病院構造設備の変更・移転・廃止等、変更事項が非常に多数ある許可申請である。

変更後との比較の為に、変更前の建物の平面図は必ず申請書に添付しなければならない。そうでなければ、保健所は、変更事項をどうやって確認・審査し、問題ないとして許可できるのか。

既存病院の新築建物であれば、変更前の病床数・病床種別や病院構造設備について全く図面で確認せず、申請書に書かれている内容をそのまま鵜呑みにして許可して良いのか、また可能であるのか。既存病院であっても、新築建物の平面図のみで許可できるという根拠規定があれば、お示し頂きたい。

- (5) 逆に、本件について、変更前の建物の平面図が存在していることを示す根拠がある。

各申請書の添付書類欄には、変更前及び変更後の建物の平面図が添付されていることを示すマル表示がある。申請時点で、変更前の建物の平面図が添付されていなければ、「変更前及び」の箇所を二本線で抹消するのが通常の申請手続である。

- (6) 県は、C病院のために、平成25年4月に建築された新病棟の補助金交付条件である増築部分の病床数10パーセント削減を充足させるため、平成23年11月に廃止され0床となり世に存在しない結核病床を法的根拠なく復活させ、数字合せのために再度カウントしたのであるが、これは適法な手続を一切経ていない措置である。

また、C病院の新病棟竣工は平成25年4月30日であるが、竣工直前に変更申請させている点も（4月17日申請、同月30日決裁）、県の対応はB病院に対する理不尽な処分とは真逆であり、明らかに恣意的である。

これらの点を明らかにすべく、異議申立人はC病院の関係図面の閲覧を求めて文書提出命令を申し立て、弁論再開を申し立てたのであるが、県が前述の主張「訴訟に関係がない」等を繰り返した為に容認されなかった。このことは、当図面が県にとって、訴訟の結果を左右するほどの都合が悪いものであることを端的に示している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書1、2及び3について
いずれも既存の建物の変更等ではなく、新築であることから変更前の状態が存在せず、申請書に添付がない。
- (2) 本件請求文書4について
平成25年3月25日付けで法人から取り下げ書の提出がなされたことから、関連手続きである「病院使用許可申請」手続き自体が発生せず、申請書が存在しない。
- (3) 本件請求文書5について
本件請求文書4が存在しないことから、許可書案文も存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件請求文書1、2及び3について

病院を新しく増築又は改築する場合には、医療法第7条第2項の規定により、開設地の都道府県知事に対して、病院・診療所開設許可事項変更許可申請をして、許可を受けなければならない、その際の添付資料として、変更前及び変更後の建物の平面図を提出しなければならないとされているため、異議申立人は、本件請求文書1と2を求めたものであり、また、変更許可のなされた構造設備について使用する場合には、医療法第27条の規定により、その所在地を管轄する都道府県知事に対して、病院使用許可申請をして、許可を受けなければならない、その際の添付資料として、変更前及び変更後の建物の平面図を提出しなければならないとされているため、異議申立人は、本件請求文書3を求めたものである。

実施機関は、本件請求文書1、2及び3の不存在の理由について、第4(1)のとおり説明しているが、新築する場合、変更前の図面

は提出されなくてもいいという取り扱いが定められているのか、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 新築する場合、変更前の図面は提出されなくてもいいといったところまでは、熊本県が作成しているマニュアルである「医療行政の手引き」に記載されてはいない。

イ 原則は、変更のあった部分の変更前と変更後の図面を提出させているが、本申請については、当該病院内で多数の建物の一部取り壊しや改築があったため、実施機関としては、医療法に基づく基準を満たしているかを審査するに当たり、変更のあった部分のみの変更前と変更後の図面を提出させて審査するのではなく、変更のなかった部分も含めた、病院全体の変更後の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法に適合しているかどうかを審査した。

ウ 病床数の変更については、病院・診療所開設許可事項変更許可申請の添付書類である「変更内容書」又は病院使用許可申請の添付書類である「申請内容書」で、数字によって確認でき、既存の建物が取り壊されている場合、「変更内容書」又は「申請内容書」で、その建物が何床あったのかが確認できれば、「変更内容書」又は「申請内容書」と変更後の建物平面図があれば、変更前の建物平面図がなくても、医療法上の審査はできる。

異議申立人は、病院・診療所開設許可事項変更許可申請及び病院使用許可申請の際には、必ず、変更前及び変更後の建物の平面図を提出しなければならず、病床数の変更についても、図面で判断される旨主張しているが、上記のイに記載のとおり、本申請については、変更のなかった部分も含めた、病院全体の変更後の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法上に適合しているかどうかを審査したため、変更前の図面は添付されておらず、存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

しかしながら、不存在の理由は、正確には、上記のイのとおりであり、本件不開示決定通知書に、行政文書を管理していない理由として記載されている「新築であることから変更前の状態が存在せず、申請書に添付がない」という理由ではないため、不存在の理由が誤っていると云わざるを得ない。

よって、本件請求文書1、2及び3に係る不存在による不開示決定は、これを取り消し、不存在の理由を正確に記載し直した上で、改めて不開示決定を行うべきである。

(2) 本件請求文書4及び5について

本件請求文書4は、平成23年11月22日付け「病院開設許可事項変更許可書」に続く「病院使用許可申請書」であり、本件請求文書5は、当該使用許可申請に係る「許可書案文」である。

実施機関は、本件請求文書4及び5の不存在の理由について、第4(2)及び(3)のとおり説明しているが、当審査会において、その事実を確認したところ、確かに、当該法人から、平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更申請」の取り下げ書が平成25年3月25日付けで提出されており、その手続きに続く「病院使用許可申請」がなされておらず、手続き自体が発生していないため、本件請求文書4及び5は不存在であるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

よって、本件請求文書4及び5に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島	正剛
会長職務代理者		原島	良成
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	井寺	美穂

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成 27 年 2 月 24 日	・ 諮問 (第 164 号)
平成 27 年 4 月 7 日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成 28 年 2 月 1 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 28 年 5 月 25 日	・ 審議
平成 28 年 6 月 29 日	・ 異議申立人による口頭意見陳述の実施
平成 28 年 7 月 20 日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成 28 年 8 月 17 日	・ 審議
平成 28 年 9 月 21 日	・ 審議